



# 中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和6年4月16日

中四国ブロック<sup>(※)</sup>の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

## 【中四国ブロック取決事項】

### 医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	「足部捻挫」に対して、J001-2 絆創膏固定術の算定は、原則として認められない。	留意事項通知において、絆創膏固定術は、足関節捻挫又は膝関節靭帯損傷に絆創膏固定術を行った場合に算定することと定められている。足と足関節は部位が異なるものであることから、「足部捻挫」に対する絆創膏固定術は、原則として認められない。	適用診療月 令和6年7月1日

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

・ 外科・混合審査室外科審査課(TEL:082-576-7780)